

■ 水道の漏水について

給水装置（水道管など）は、劣化や凍結などが原因で漏水（水もれ）することがあります。漏水を放置すると、料金が多額になるだけでなく、壁が腐ったり、床下にカビが発生するなどの被害が発生することもありますので、早めに修繕（修理）してください。

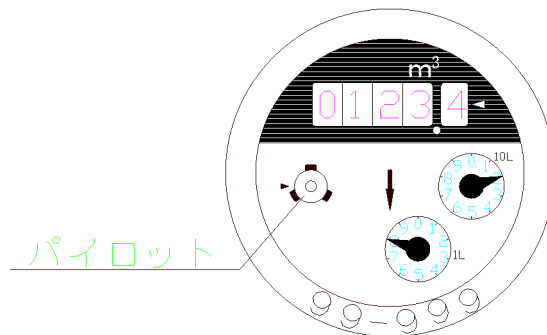
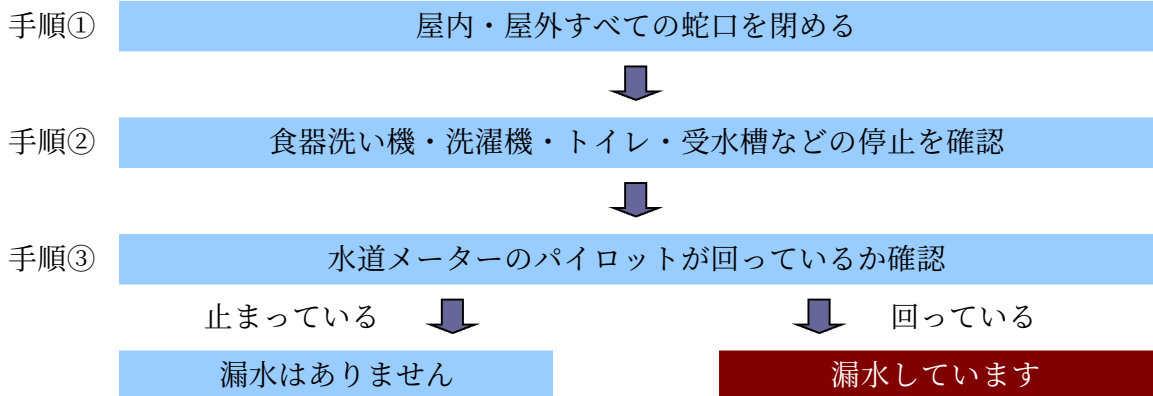
1 漏水の疑い

次のような症状があるときは、漏水の可能性あります。

- ① いつもと使用水量が変わらないのに水道料金が増えてきた。
- ② 晴天が続いているのに壁や地面がいつも湿っている。
- ③ 家庭からの排水溝にいつもきれいな水が流れてくる。
- ④ 蛇口や壁から「シュー」という音が聞こえてくる。

2 漏水の調べ方

漏水の有無は、次の手順で水道メーターを点検することで、ご自分で確認できます。定期的に確認することをおすすめします。



※ パイロットは、水がメーター内を通過すると回る仕組みになっています。

3 漏水の修繕（修理）

漏水の修繕は「かつらぎ町指定給水装置工事事業者」にご依頼ください。
（トラブル防止のため、事前に金額と工事内容の説明を受けてください。）
なお、アパート・公営住宅など賃貸の場合は、管理者・所有者にご相談ください。

4 漏水による水道料金減免

漏水の原因によっては、料金の一部を減免できる場合もあります。
詳しくは、役場上下水道課までお問合せください。

5 お問い合わせ

かつらぎ町 上下水道課

〒649-7174

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野1332-2

TEL: (0736) 22-6566 FAX: (0736) 22-3945

業務時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）